

労務 ROAD

■新型コロナで減収した場合の国民年金の特例免除について

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などにより所得が相当程度まで下がった場合の臨時特例措置として、昨年度分に引き続いて令和2年度分の国民年金保険料についても免除の申請をすることができるようになりました。

対象となる方

以下の①、②をいずれも満たした方

- ①令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと
- ②令和2年2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれること

対象期間

令和元年度分（令和2年2月～令和2年6月）
令和2年度分（令和2年7月～令和3年6月）

手続き方法

以下2点の書類を市町村役場または年金事務所へ郵送

- ・国民年金保険料免除・納付猶予申請書
- ・所得の申立書

※申請書、申立書は日本年金機構のホームページからダウンロードできます。
※直接提出も可能ですが、感染防止の観点からできる限り郵送での提出が推奨されています。

【日本年金機構 より】

■所員紹介（黒瀬）

5月に新たに入所した黒瀬と申します。前職はプライダルの映像編集の仕事を行っていました。仕事はまだまだ不慣れなことが多いですが、お客様に喜んでもらえる仕事ができるよう精一杯頑張っていきたいと思っております。

また、個人的な内容としては、この春に仙台から大阪に引っ越してきたばかりなので、関西の観光地を巡るのを楽しみにしています。ちなみに私が住んでいた仙台は「杜の都」と呼ばれており、街中でもすぐ近くに自然があり、とても住みやすい地域です。

その中でも私の1番のおすすめの観光地は、山形との県境にある「蔵王」です。お釜は自然のものとは思えないきれいなエメラルドグリーンで見応えがあります。さらに紅葉の時期は頂上まで続く道路もきれいに色づき、ドライブにも最適です。ぜひ東北まで足を伸ばされた際は立ち寄ってみてください。



VOL.710
(2008—4)



(旧 河本社労士事務所)

〒541-0056
大阪府中央区久太郎町
1-9-26 船場 IS ビル 5F
TEL:06-6264-6264
FAX:06-6264-6265
HP: <https://k-s-j.net/>
編集担当：山本・茅原・黒瀬

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6264-6543 まで！

猛暑日が続きますが、我が家の子供たちは毎日大好きなセミ捕りに行っています。捕れるのはクマゼミが多いのですが、最近ではツクツクボウシやニイニイゼミが捕れて大はしゃぎでした。セミの鳴き声とともに暑い日々が続きますので、熱中症にご注意ください。（山本）

8月 労務スケジュール

- ・労働保険年度更新準備
(申告：6/1～8/31)
- ・高年齢者・障害者雇用状況報告書の提出
(申告：～8/31 まで延長)